

日本共産党の浜田良之です。

議員団を代表して、ただ今議題となっています議案25件のうち、第2号議案「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取り組みの推進に関する条例制定の件」に反対し、その他の議案にはすべて賛成の立場で討論を行います。

まず、第1号議案「令和5年度京都府一般会計補正予算（第5号）」及び、第24号議案「令和5年度京都府一般会計予算（第7号）」についてです。一連の補正予算案は、長引く物価高騰が事業活動や府民生活に深刻な影響を与える中で、6月補正予算、9月補正予算に続いて、事業者の経営改善を推進するための施策や府民生活を守るための対策を講じるものであり、賛成するものですが、府民の暮らしと営業は「このままでは年も越せない」という深刻な現状にあり、年末対策も含めた抜本的な経済的支援が必要です。その上で、いくつかの要望をさせていただきます。

追加補正の農林水産業経営改善支援事業費は、補助対象が、これまでの省エネ機器の導入に加えて、高温対策に資する品質向上に資する生産資材の導入も対象になっていますが団体が対象で、個人は対象になっていません。また、一般質問で、知事は「高温対策の第一弾として必要な予算を提案する」と答弁されており、猛暑や干ばつによる被害で減収となった農家が、次期作への展望が持てるように、第2弾、第3弾の支援を要望します。

和装需要喚起支援事業費は、丹後の白生地に限定されていますが、産地を限定せずに、製造から流通までの卸売事業者以外の事業者へも効果ができるように留意すべきです。

宿泊業生産性向上対策事業費は、生産性向上に資する取り組みに係る経費が対象になっていますが、サービス向上の取組などにも広げるべきです。

LPガス価格高騰対策費の支援額の上限が、6月補正では3000円だったのが、今回は、国の補助単価が1㎡30円から15円に引き下げられたために、1500円に減額されています。光熱費の高騰はまったくおさまっていないわけですから、国に対して、少なくとも補助単価を1㎡30円に戻すよう要望すべきです。

次に、第2号議案「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取り組みの推進に関する条例制定の件」に反対します。

反対理由の第1は、廃止される「京都府子育て支援条例」に規定されていた「子どもの権利条約」に基づく「子どもの権利」についての規定がなくなっているからです。貧困、虐待、いじめ、不登校、自殺など、子どもの権利侵害は極めて深刻で、条約が掲げた「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「意見表明権」「差別の禁止」の4原則を軽視し、国連子どもの権利委員会から度重なる勧告を受けてきたのに、「子どもの権利」の規定をなくすのは問題です。今、必要なのは、子どもを権利の主体として明確に位置付け、憲法の基本的人権と権利条約の4原則を保障することです。

反対理由の第2は、「子育て支援条例」には、「子育て支援に関する施策」という章を起し施策について規定していましたが、すべて削除したことです。今、必要なことは、「子育て保障」の概念を明記して、子どもの医療費助成、教育や学校給食の無償化、国保料の

子供の均等割廃止など、「経済的負担の軽減」を重視することです。

反対理由の第3は、新条例では、保護者には「子育ての一義的責任」を強調し、社会的に行うべき子育てについて、各主体には「家庭を築き、こどもを生き育てる」という特定の生き方の押し付けになりかねないことです。「養育は家庭が基本」とすることは、歴代自民党政権が児童扶養手当や生活保護の改悪など子育て支援の後退を合理化する理由として強調してきたものであり、虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭の中で苦しむ子どもたちや保護者をさらに追い詰め、一層孤立させるものであり到底看過できません。子どもや若者が多様性が尊重され、「自分の人生を選択できる」と実感できる社会こそ求められるのではないのでしょうか。

なお、第4号議案「旧総合資料館敷地活用事業契約締結の件」については、予算としては、旧総合資料館の解体費用であり、賛成するものですが、契約の内容には解体後の暫定活用も含まれています。解体と暫定活用は分けて提案し、暫定活用の内容については、府民や関係者と議論して進めるべきです。

最後に、第23号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」については、人事委員会勧告にもとづく職員給与等の引き上げには賛成ですが、知事と副知事、府会議員の給与引き上げの部分には反対です。もともと京都府議会議員の報酬は他県と比べても高い水準にあり、わが会派は3割削減を求めています。しかも、コロナ禍に続く物価高騰で府民の暮らしが大変な困難にある時に、府会議員はもちろん、知事と副知事の給与も引き上げるべきではありません。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。